

海事産業の現状と海事局の取組

国土交通省 海事局

令和3年12月1日

新型コロナウイルス感染症による影響

○定期航路事業については、日韓航路(3者)は2020年3月9日以降、旅客輸送を休止。

旅客輸送専門の1者(JR九州高速船)を除き、貨物のみの輸送を継続。

○クルーズ船事業(邦船社)については、昨年10月、国内クルーズの運航を再開したものの、運航中止と再開を繰り返している状況。現在は、本邦クルーズ船3社のうち2社が運航中。

○旅客運輸収入(2019年同月比)

【国際定期航路:日韓航路】

- ・ 2020年2月は、7割程度収入減少。
- ・ 3月～ ほぼ皆減(3/9以降旅客輸送停止)。

※2020年3月6日の閣議了解に基づき、韓国からの旅客輸送を停止したことに伴うもの。

【国内クルーズ】

- ・ 2020年10月より順次再開も、緊急事態宣言発出時等は運航を中止。
- ・ 1社が9月下旬に運航再開、1社が10月初旬に運航再開。(10月末時点)

【国際クルーズ】

- ・ 2020年3月より全事業者が運休。

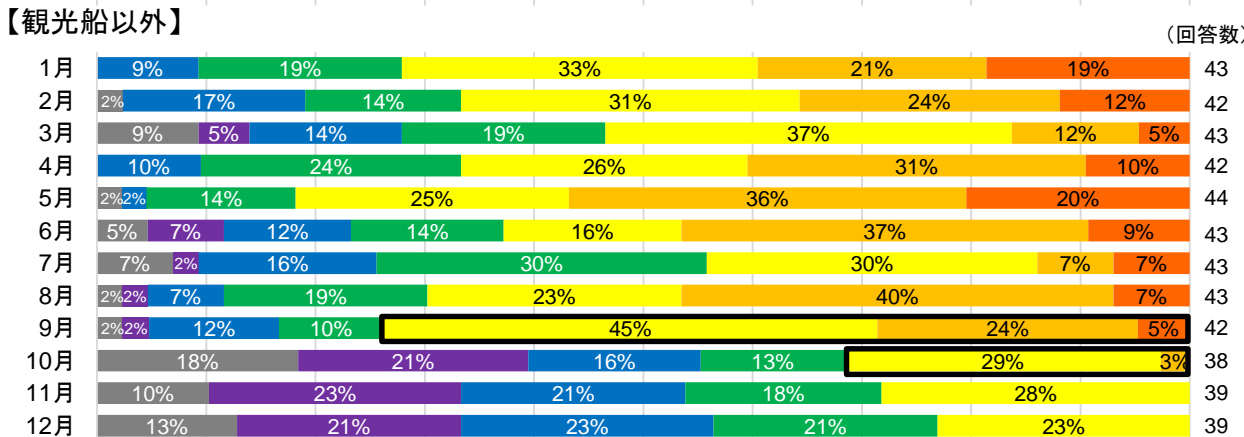
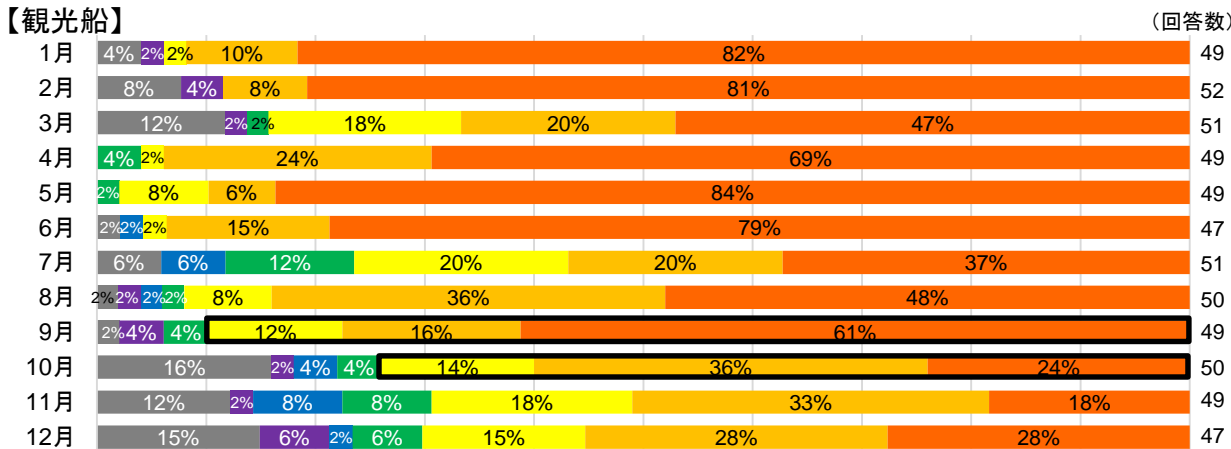
○支援の活用状況

- ・ 資金繰り支援については、全事業者に対して給付済
- ・ 雇用調整助成金については、全事業者に対して給付済

- 観光船について、運送収入が30%以上減少した事業者が10月は74%と、9月と比較しやや回復しているものの、厳しい状況が続く。
- 観光船以外について、運送収入が30%以上減少した事業者が10月は32%と、9月より回復している。
- 支援制度について、資金繰り支援では78%の事業者に活用実績があり、雇用調整助成金では75%の事業者に活用実績がある。

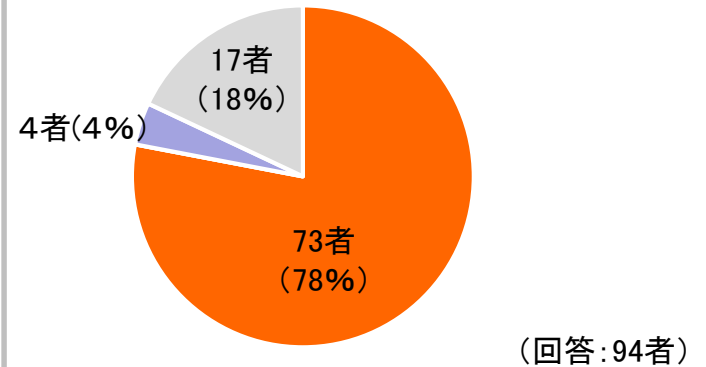
○運送収入（2019年同月比）（11・12月は見込み）

■ 影響なし・増加
 ■ 0%～10%減少
 ■ 10%～20%減少
■ 20%～30%減少
 ■ 30%～50%減少
 ■ 50%～70%減少
■ 70%以上減少

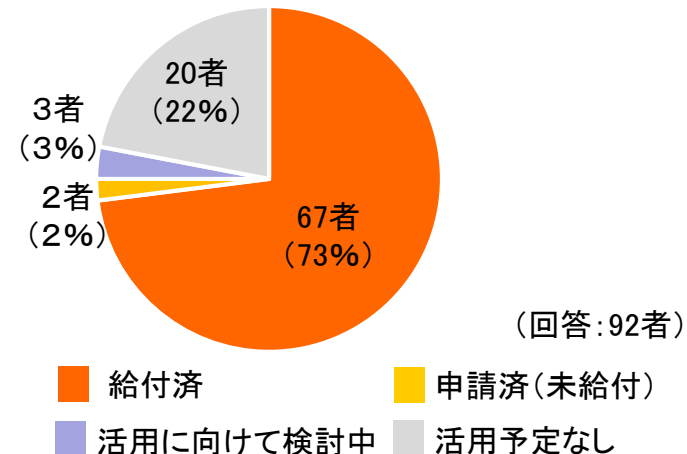


※輸送人員も概ね同様の傾向。
 ※主に観光地に就航する船舶を「観光船」として海事局で分類。

○資金繰り支援の活用状況



○雇用調整助成金の活用状況



※調査方法: 内航海運(旅客)事業者94者(総事業者953者) に対して業界団体・各地方運輸局等より影響をヒアリング
 ※屋形船東京都協同組合を含む

- 売上について、30%以上減少した事業者が、10月は8.6%となっている。
- 取扱貨物量について、やや回復傾向にあるものの、コロナ前の水準には戻っていない。
- 支援制度について、資金繰り支援では34%の事業者を活用実績があり、雇用調整助成金では15%の事業者を活用実績がある。

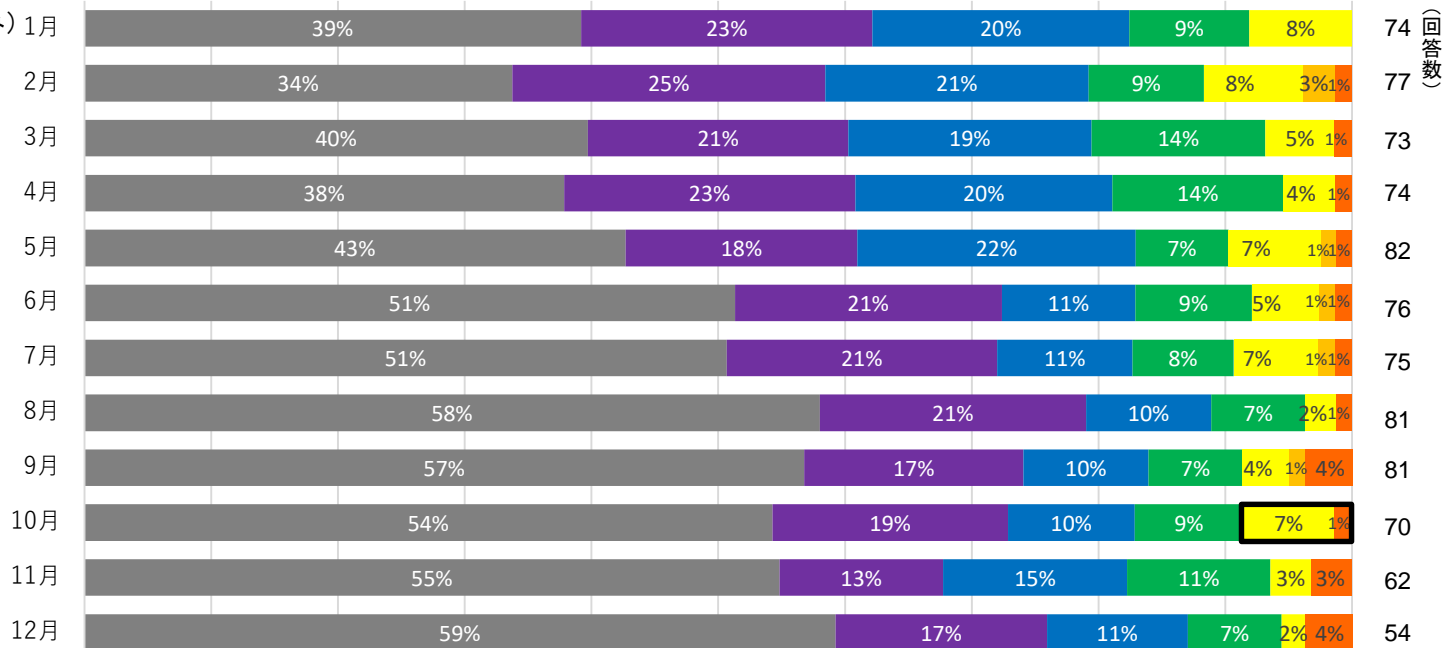
○売上金額（2019年同月比）（11月・12月は見込み）

- 影響なし
- 0%～10%程度減少
- 10%～20%程度減少
- 20%～30%程度減少
- 30%～50%程度減少
- 50%～70%程度減少
- 70%以上減少

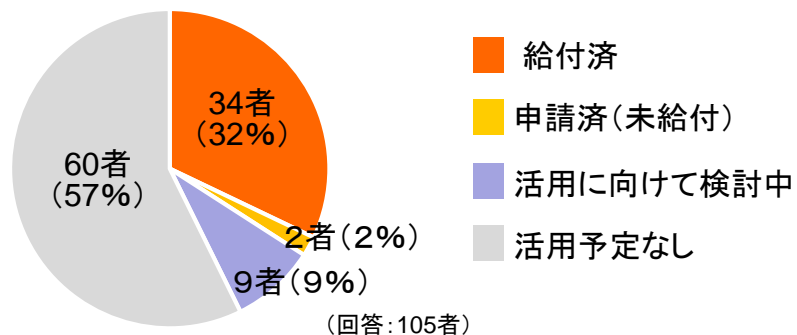
<参考> 取扱貨物量全体（前年同月比）

- 【10月実績】18,233千トン（2.8%増加）
- 【11月実績】17,847千トン（3.8%減少）
- 【12月実績】18,428千トン（1.1%増加）
- 【1月実績】16,012千トン（4.8%減少）
- 【2月実績】16,433千トン（8.4%減少）
- 【3月実績】19,200千トン（1.3%増加）
- 【4月実績】17,430千トン（17.0%増加）
- 【5月実績】16,632千トン（27.7%増加）
- 【6月実績】17,762千トン（22.5%増加）
- 【7月実績】18,327千トン（15.2%増加）
- 【8月実績】16,413千トン（4.7%増加）
- 【9月実績】16,764千トン（3.9%増加）

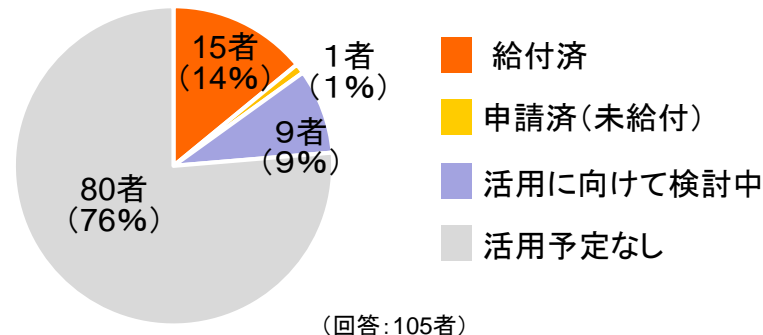
（日本内航海運組合総連合会「内航輸送主要元請輸送実績（貨物船）」より）



○資金繰り支援の活用状況



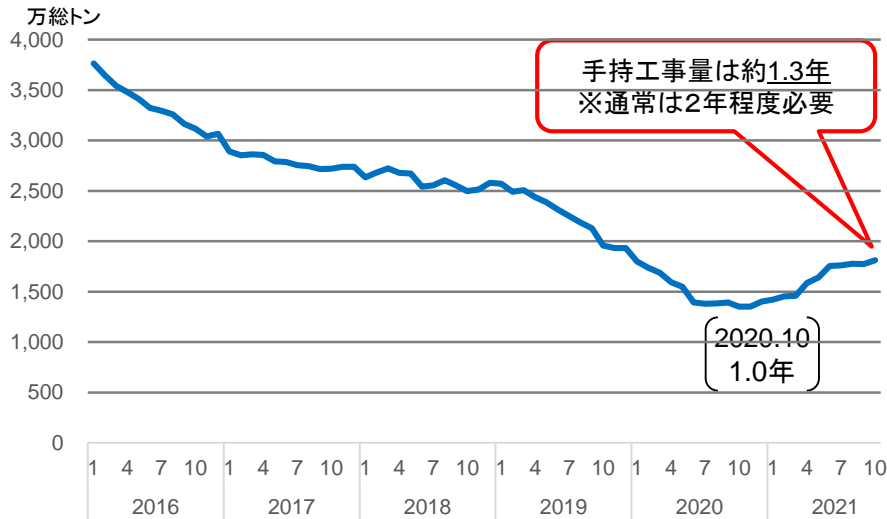
○雇用調整助成金の活用状況



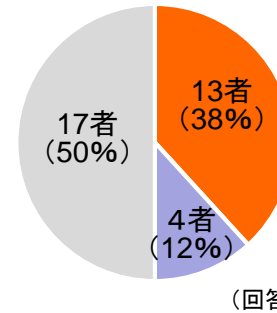
※調査方法:内航海運登録事業者105者(総事業者1,791者)に対して業界団体・各地方運輸局等より影響をヒアリング

- 手持工事量は昨年度、危機的な水準まで落ち込んだが、足元では一定程度回復。引き続き、状況を注視する。
- 支援制度については、資金繰り支援を38%の事業者が、雇用調整助成金を50%の事業者が活用している。

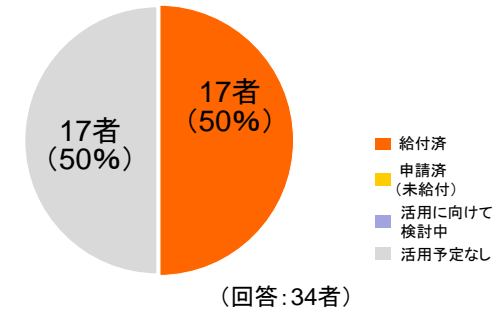
○ 手持ち工事量の推移について



○ 資金繰り支援の活用状況

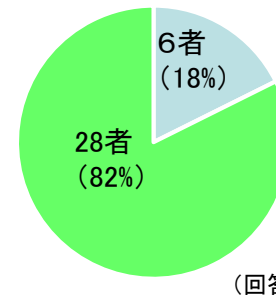


○ 雇用調整助成金の活用状況

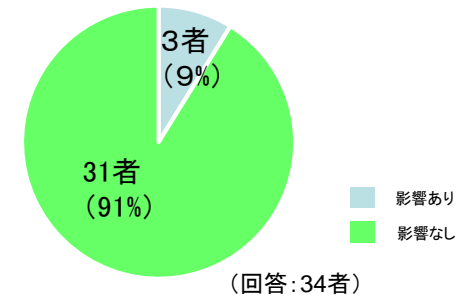


○ 工程の遅れ等について

○ 調達の遅れ



○ 引渡の遅れ



- ・海外調達品の入荷の遅れなどの影響が一部にでている。
- ・海外サービスエンジニアの入国が困難となり引渡しに一部影響あり。

海事局の取組

背景

- ・ 船員については、長期間連続乗船・連続休暇という特有の勤務パターン（例：内航貨物船は3か月乗船・1か月休暇が主流）等により予約が難しく、その改善が課題となっていたところ。
- ・ このため、以下のような対応を行い、船員へのワクチン接種の円滑化に取り組んでいる。

対応

- ① 船員の寄港地での接種等が可能である旨の周知（厚労省・国交省→市区町村）
 - 住所地外接種届を省略可能に
 - 1回目と接種会場が異なる場合も予約可能に
- ② 市区町村への協力要請（地方運輸局等から市区町村に働きかけ）
 - 船員のワクチン接種への配慮（接種日の柔軟な調整、住所地外接種の受入れ）
- ③ 荷主・オペレーターへの協力要請（主要荷主団体、内航総連に要請）
 - 船員のワクチン接種のための運航スケジュール調整への協力
- ④ 日本海員掖済会病院えきせいにおける船員へのワクチン接種
 - 全国の病院で住所地外接種も受け入れ（現時点で7病院）

ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化・継続

- 地域公共交通は、新型コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても、エッセンシャルサービスとしてサービス提供を維持してきた一方、ポストコロナに向けた急速な社会構造の変化の中で厳しい経営環境に置かれており、事業の持続性の確保のためには、収益性の向上などの取組を早急に行っていく必要。
- 社会変化に対応した新たな地域公共交通に向けて、新技術の活用等を通じ、収支の改善を図ろうとする事業者に対する集中的な支援等を実施する。

地域公共交通の活性化に向けた新たな取組の後押し

- 公共交通事業者が「事業活性化・継続計画」等を策定して行う、デジタル投資、安心・安全の確保、観光事業者との連携等、収益の回復・増加等のための新たな取組に対して重点的に支援し、事業の活性化及び継続を図る。

【補助対象事業者】

鉄軌道事業者、バス事業者、旅客船事業者、航空運送事業者、タクシー事業者 等

【補助対象例(補助率1/2等)】

- デジタル技術の導入にかかる経費
- 地域におけるMaaSの構築
- 新たな取組の実証運行に要する経費 等



地域公共交通確保維持改善事業

- コロナの影響を受けた既存補助路線の維持(特例)
(欠損額増大の補助対象額への算入、路線バスの要件緩和)
- 鉄道車両の更新、ノンステップバス等の導入

観光需要受入のための環境整備

- 観光需要の取り込みに積極的に取り組む交通事業者に対し、革新的な感染症対策機器の導入をはじめ、多言語対応の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大等を支援し、コロナ収束後の反転攻勢を図る。

【補助対象例(補助率1/2、1/3等)】

- 新技術(高性能フィルタを有する空気清浄機等)を活用した感染症対策
- 魅力ある車両の導入 等



- 地域公共交通は、新型コロナや燃油価格高騰等の影響による厳しい経営状況にも関わらず、社会のインフラとして地域のくらしを守るためサービス提供を維持してきたところ。
- 今後、加速する少子高齢化、運転手不足やデジタル技術による移動需要の代替など、ポストコロナ時代の急速な社会構造の変化に対応し、情報化・データ化等を通じた事業の効率化・高度化による企業経営の改善を図るとともに、観光と連携した取組、多様な主体の参画による地域交通に対して支援を行い、もって持続可能な地域公共交通を実現する必要。

補助対象事業者 ○鉄軌道事業者 ○バス事業者 ○タクシー事業者 ※一部、燃油価格高騰への対策を含む
○旅客船事業者 ○航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除く。)

情報化・データ化等による地域交通の経営改善支援事業

公共交通事業者による、デジタル化による経営効率化や感染症対策による安心なサービスの提供に対する支援。

【支援対象のイメージ】

- ・ 公共交通のCX・DX化の推進に要する経費
- ・ 感染症対策に要する経費
- ・ 新たな取組に係る実証運行に要する経費



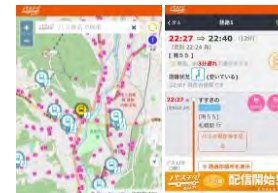
乗降データによる
効率的な運行



AIオンデマンド交通



空気清浄フィルタ等



リアルタイム情報提供

既存の地域公共交通支援に対する追加的な支援

- ・ コロナの影響を受けた既存補助路線・航路の維持(欠損額増大に対する支援、補助要件の緩和)
- ・ 地域の鉄道における安全対策
- ・ 交通機関におけるバリアフリー対策(点字ブロック、福祉タクシー、障害者用ICカードシステム等)



車両の更新



線路設備の修繕



福祉タクシー



線路設備の修繕

地域が支える地域公共交通の先進・優良事例への支援

地域公共交通を地域の多様な主体が支える先進的な取組(共創)をモデル的に支援。

我が国造船業と海運業の好循環の創出に向けた新制度

海事産業強化法（令和3年5月21日公布、8月20日施行）

〈造船分野〉 造船・船用事業者が作成する生産性向上や事業再編等に係る計画の認定・支援制度を創設。

〈海運分野〉 海運事業者等と造船事業者が共同で作成する**特定船舶**（安全・**低環境負荷**で船員の省力化に資する**高品質な船舶**）の導入に係る計画の認定・支援制度を創設。

⇒ 船舶の供給側の**造船**と需要側の**海運**の両面からの**総合的な施策により好循環を創出**



→9月14日に造船事業者4社の事業基盤強化計画を認定。